

てくポ まちえみプロジェクト 広告掲載基準

第1条（趣旨）

この基準は、「てくポ まちえみプロジェクト」において、脳にいいアプリに掲載する広告について、利用者の安全・安心を確保し、法令遵守と公序良俗の維持を目的として定める。

第2条（申込資格）

広告を申し込める者は、次のいずれかに該当すること。

- (1) 八王子商工会議所会員
- (2) はちおうじ人生100年サポート企業
- (3) てくポポイント利用店
- (4) その他、事務局が適当と認めた者

第3条（規制業種・事業者）

次の業種・事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業とされる業種
- (2) 風俗営業類似業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブル関連
- (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法・会社更生法による手続中の事業者
- (8) 暴力団員または暴力団関係者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政指導を受け改善がなされていないもの
- (11) 八王子市の市税を滞納している事業者

第4条（掲載不可の広告内容）

次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令・ガイドライン違反
 - ア. 法令、行政指針、または業界団体が定めるガイドラインに違反し、または違反するおそれがあるもの
 - イ. 公序良俗に反するもの

- ウ. 政治性・宗教性を含むもの
- エ. 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- オ. 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品
- カ. 他者を誹謗・中傷するもの
- キ. 公衆に不快感や危害を与えるおそれがあるもの
- ク. 非科学的・迷信に類するもの
- ケ. 社会的に不適切なもの
- コ. 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者保護の観点

- ア. 誇大な表現（「必ず治る」「絶対効果あり」など）
- イ. 射幸心を著しくあおる表現
- ウ. 労働法令を遵守しない求人広告
- エ. 虚偽表示
- オ. 法令で認められていない業種・商法・商品
- カ. 国家資格等に基づかない医療行為
- キ. 責任の所在が不明確なもの

(3) 健全性・不適切表現の排除

- ア. わいせつ・暴力・犯罪を肯定・助長する表現
- イ. 残酷な描写や公序良俗に反するもの
- ウ. ギャンブルを肯定するもの
- エ. 利用者に不快感や危害を与えるおそれがあるもの

第5条（事務局判断）

上記に該当しない場合でも、利用者保護・社会通念上不適切と判断した場合は掲載を拒否できる。

第6条（その他）

本基準は実証段階での運用を目的とし、必要に応じて改定する。